令和８年７月申請分

変更地域名	変更内容	所在地	地目	面積(㎡)	目的	農振区分	変更による地域計画の達成に支障がない理由
五所川原北	地域計画からの除外 （農地転用）	鶴ヶ岡白旗7-4	畑	155	農業用施設建築	農振農用地外	当該地は申請者が一帯で利用している農地の一部であり、農地転用を行った上で農業用施設を建築する計画である。それによって農地の集団性や効率的な利用、担い手の利用の集積等に支障を及ぼすおそれはないと認められるため。
五所川原北	地域計画からの除外 （農地転用）	飯詰森越107	田	838の内 160	携帯電話無線基地局建設のため	農振農用地	農業振興地域農用地区域内であるが、当該地域の周辺の土地利用状況からみて、農地の集団性や効率的な利用、担い手の利用の集積等に支障を及ぼす恐れがないと認められる。